

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

松江市北部地域再生計画

2. 地域再生計画の作成主体名称

島根県

松江市

3. 地域再生計画の区域

松江市の区域の一部（旧鹿島町、旧島根町及び旧美保関町並びに旧松江市橋北地区）

4. 地域再生計画の目標

島根県東部の松江市は、山陰地方の中央に位置し、北は大山隠岐国立公園の一部を成す島根半島、中央部には、宍道湖・中海、南は中国山地に連なる緑豊かな山々に囲まれた多彩な自然を持つ地域である。

また、小泉八雲が愛した松江市の景観は、水と緑の調和により生み出されたものであり、地域住民の心の拠り所となっている。

しかしながら、松江市の中であって北部地域には急峻な山すその海岸部や山間部に集落が点在し、集落間を結ぶ地域間道路及び地域内道路の整備が遅れている。

また近年高齢化・過疎化が急速に進行（65歳以上の高齢者が24.1%を占めるとともに、過去5年間の人口が7.2%減少）しつつあり、林業の担い手不足による荒廃森林等が増加している。

こうしたことから、市道による地域内道路整備や林道による荒廃森林の減少並びに地域間道路を整備し、林業の振興や市役所・病院等へのアクセス及び安心安全な住環境の構築を図る。さらに森林資源を活用し山元への利益還元と定住促進を目指し「松江市北部地域再生」をテーマに地域の再生を図ることとする。

具体的な施策としては、市道惣津七類線及び本庄18号線を整備することにより、交通事故の防止・緊急車両の通行・避難路確保並びに市役所・病院等へのアクセスが改善され、住環境が整備されることにより定住促進に繋がる。そして近年森林整備を実施するにあたり問題になる不在地主等の問題の減少にも寄与し、また地域が活性化し森林の多目的利用の気運が高まる。また林道北山線及び美保関線を整備し、その周辺に「木材生産団地」を設定し、その団地に林道から作業道を肋骨状に配置しながら「市産木材活用事業」を活用することにより利用間伐の促進を図り、荒廃森林の減少に繋げる。さらに集落間のアクセスの改善も図り、住民福祉の向上にも繋げる。

（目標1）道路整備により惣津地区から市役所・病院等までのアクセス改善

（44分 → 43分 1分短縮）

（目標2）道路整備により上本庄地区から市役所・病院等までのアクセス改善

（25分 → 24分 1分短縮）

（目標3）林道整備による集落間のアクセス改善

(17分 → 8分 9分短縮)

(目標4) 林業の振興

(間伐実施面積の10%増加)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

市道惣津七類線の交通支障箇所を改善することによって、惣津地区から市役所・病院等へのアクセス改善を図る。

市道本庄18号線の整備によって、緊急車両の通行や避難路を確保し、本庄地区住民の安心安全な住環境を構築する。

林道美保関線を整備することによって、災害時に孤立する恐れのある集落間を結び、住環境を改善すると共に森林資源の有効な活用を図る。

林道北山線・美保関線の利用区域面積には457haの人工林があり、林道を整備することにより間伐等の施業の促進ができ、森林の持つ涵養、治水効果の高揚を図る。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道惣津七類線 (昭和47年3月 認定済)
- ・市道本庄18号線 (平成14年3月 認定済)
- ・林道美保関線 (平成20年4月 策定の斐伊川地域森林計画に記載済)
- ・林道北山線 (平成20年4月 策定の斐伊川地域森林計画に記載済)

[施設の種類(事業区域)実施主体]

- ・市道(松江市) 松江市
- ・林道(松江市) 島根県

[事業期間]

- ・市道(平成22年度～平成22年度)
- ・林道(平成22年度～平成26年度)

[整備量及び事業費]

- ・市道 486m、 林道 3,610m
- ・総事業費 838,000千円(うち交付金 400,600千円)
(内訳) 市道 70,000千円(うち交付金 35,000千円)
林道 768,000千円(うち交付金 365,600千円)

(5-3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「松江市北部地域再生計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ①「市産木材活用事業」により地域材供給システムのための林業・木材産業の組織化や施設整備等の仕組みづくりを進める。(松江市)
- ②「木材生産団地」を設定し、作業道等を整備して利用間伐等を積極的にを行い、地域

- 住民の所得向上を図る。（市町村、林業公社、森林組合等）
- ③国土交通省の地方道事業を活用し、県道松江鹿島美保関線の改良を進める。（島根県）

6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし島根県、松江市の関係部局で会議を開催し必要な調査を行い、状況を把握・公表する。また、市民の代表者等と共同で達成状況の評価を行い、必要に応じて事業内容の見直しを図るために改善等の検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし